

消費者庁デジタル人材確保・育成計画（概要版）

最高情報セキュリティ責任者／デジタル統括責任者

はじめに

消費者庁は、社会経済のデジタル化の進展等による消費者を取り巻く環境の変化や、消費者行政をめぐる課題の多様化に対応する必要がある。これを踏まえ、最高情報セキュリティ責任者／デジタル統括責任者（消費者庁次長）の下、消費者行政のデジタル化を推進するとともに、デジタル化を担う人材の底上げや IT ガバナンスの強化、情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革を進めるため、以下のとおり「消費者庁デジタル人材確保・育成計画」を策定する。

消費者庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、人事部門と情報システム部門及び関係部署が連携し、必要に応じて適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

1. 体制の整備と人材の拡充

消費者庁は、令和4年7月1日に、参事官（デジタル担当）を新設するとともに、訓令により、IT・セキュリティに係る統括部局としてデジタル推進室を設置した。その後、所掌事務の変更に伴い、令和5年7月1日に、参事官（デジタル・業務改革等担当）、デジタル・業務改革推進室にそれぞれ改称した。現在、各課が利用している個別業務システムについては、デジタル・業務改革推進室が運用・管理しており、これらシステムにおいて増大する IT・セキュリティに係る業務に対応できるよう、同室の人的体制を構築する必要がある。さらに、デジタル・業務改革推進室では、各課と連携して、消費者庁の業務及び地方公共団体における消費生活相談業務のフローの見直しを視野に入れた消費者行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を図ることとしており、専門性の高い検討を行うことができる体制を確立する必要がある。このような消費者庁における IT・セキュリティに係る業務の質及び量の変化に応じて、デジタル・業務改革推進室の体制を十分なものとするため、引き続き必要な定員要求を行う。

2. 有為な人材の確保

消費者庁は、平成21年に発足し、独自採用を開始した平成25年度から毎年度10名程度を採用しているものの、採用職員数は他府省庁の中では相対的に少ない。また、現時点では、在庁職員の半数以上が他府省庁等からの出向者であり、出向者は数年間の出向期間後に出向元の府省庁等へ戻ることから、消費者庁において培った知識・経験やノウハウが

組織の資産として定着することが困難な面がある。そのため、デジタル人材の確保に当たっては、短期的には、中途採用や任期付職員等の採用により対応することを主眼とし、中長期的には、こうした外部人材の活用に加えて、新規採用職員への採用後の実務経験の確保により有為な人材を育成・確保することを目指す。

3. 政府デジタル人材育成支援プログラム

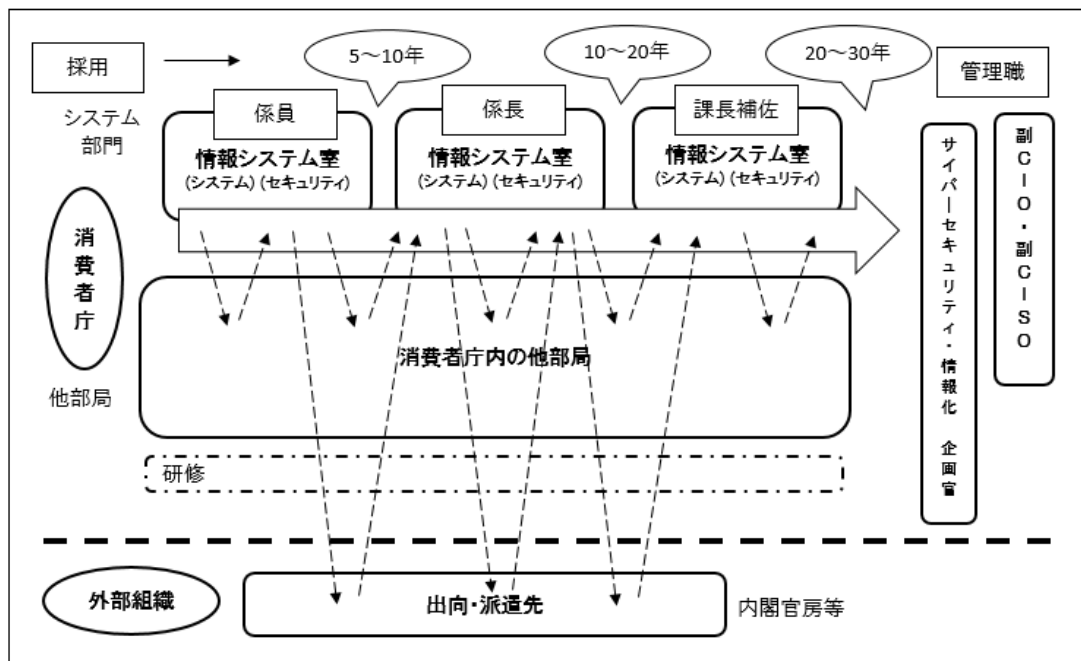
消費者庁では、庁全体としてデジタル人材を育成するため、IT・セキュリティ部門の職員のみならず各部局の一般職員についても、デジタル庁において用意する情報システム統一研修（以下「統一研修」という。）等を積極的に活用し、延べで毎年15名以上の受講を目指す。セキュリティ対策に関する研修については、内閣官房（国家サイバー統括室。以下「NCO」という。）が行っているCSIRT（Computer Security Incident Response Team）要員に関する研修等にIT・セキュリティ担当者全員が参加することを目指す。

なお、研修によって得られた成果は業務に活用されるようフォローを行っていく。

4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

消費者庁では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮・監督する体制を整備し、必要な知識・経験を有する職員の確保・育成を行っていく。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、消費者庁採用後に想定されるキャリアパスの一例は、次の図のとおりである。



◆採用・係員（採用から、約5～10年目まで）

- ・研修：a) 採用後速やかに受講・修了すべき統一研修コース（電子政府基礎ほか）
b) 係長昇任までに一通り修了すべき統一研修コース（情報セキュリティ基礎ほか）
- ・所属部署：情報システム担当、セキュリティ担当、庁内の他部局（システム保有、消費者行政担当各課等）
- ・出向等：外部組織への出向（NCO・デジタル庁などの他府省庁、独立行政法人等）
- ◆係長クラス（約5～10年目から、約10～20年目まで）
 - ・研修：係長時に担当業務に応じて適宜受講し、課長補佐昇任までに一通り修了すべき統一研修コース（プロジェクト管理、システム調達、データベース基礎ほか）
 - ・所属部署：情報システム担当、セキュリティ担当、庁内の他部局（システム保有、消費者行政担当各課等）
 - ・出向等：外部組織への出向（NCO・デジタル庁などの他府省庁、独立行政法人等）
- ◆課長補佐クラス（約10～20年目から、約20～30年目まで）
 - ・研修：統一研修以外の場（外部での専門的組織等）でのスキル習得
 - ・所属部署：情報システム担当、セキュリティ担当、庁内の他部局（システム保有、消費者行政担当各課等）
 - ・出向等：外部組織への出向（NCO・デジタル庁などの他府省庁、独立行政法人等）
- ◆管理職（約20～30年目以降）
 - ・研修：NCO等が主催する幹部を対象としたケーススタディなど実践的な演習等の研修に参加
 - ・所属部署：サイバーセキュリティ・情報化企画官
 - ・出向等：管理職として外部組織の同等クラスのポスト等

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

消費者庁において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

① 情報システムについて経験することが想定される課と役職

総務課

- ・サイバーセキュリティ・情報化企画官
- ・課長補佐（情報システム担当）
- ・情報システム係長
- ・情報システム担当係員

② セキュリティについて経験することが想定される課と役職

総務課

- ・サイバーセキュリティ・情報化企画官
- ・課長補佐（セキュリティ担当）
- ・課長補佐（個人情報保護担当）
- ・個人情報保護係長

③ 一般行政事務について、特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課と役職

○独立行政法人国民生活センターを所管している部署

地方協力課

- ・課長補佐（調整担当）
- ・調整係長

○システム等の調達業務、予算業務及び情報通信に関する消費者行政等の担当部署

- i) 総務課（会計担当、予算担当等）
- ii) 消費者政策課
- iii) システム保有・運用部署や機密性の高い情報を取り扱う部署等

5. 幹部職員を含む職員のリテラシー向上

消費者庁では、情報セキュリティ等に係る幹部職員を含む職員の情報リテラシー向上のため、次の研修を実施することとしている。

○全職員向け研修

- ・研修内容 : 情報セキュリティ（セキュリティポリシー）
- ・受講対象者 : 全職員
- ・受講予定者数 : 毎年 600 名程度
- ・実施時期 : 採用時及び人事異動による外部組織からの転入時
- ・実施方法 : e ラーニング

※上記以外にも、必要に応じて、インシデントを防ぐための情報セキュリティ研修をオンラインにて実施。

○新規採用職員向け研修

- ・研修内容 : ①情報セキュリティ、②個人情報管理
- ・受講対象者 : 新規採用職員
- ・受講予定者数 : 毎年 10 名程度
- ・実施時期 : 毎年 4 月（10 日間の新人研修の中で 2 コマ（合計 2 時間程度））
- ・実施方法 : 講義形式

○全職員向け標的型メール訓練

- ・内 容 : 標的型メール訓練（不審メールへの対応）
- ・対 象 者 : 全職員
- ・予定者数 : 毎回 600 名程度
- ・実施時期 : 毎年 1 ～ 2 回（不定期）

- ・実施方法 : 職員への標的型メールの送信